

被害回復制度への企業の実務対応

平成29年10月31日（火）

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 須藤 希祥

弁護士法人 大江橋法律事務所
弁護士 古川 昌平

消費者裁判手続特例法の概要

■名称

- 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」：消費者裁判手続特例法

■内容

- 「民事の**裁判手続の特例**」を定めるもの
- 基本的に実体法の内容・解釈に影響を及ぼすものでない
⇔訴訟制度がどのように変わるかを理解することは重要

■施行日

- 平成28年10月1日
- (原則) **施行日前に締結された消費者契約**に関する請求については、適用されない

消費者団体による差止請求や 集団的訴訟（イメージ）

差止請求、差止請求訴訟

事業者



不当表示行為
不当勧誘行為
虚偽誇大広告



消費者



- ①事前の差止請求（書面）
- ②差止訴訟



適格消費者団体
…現在16団体

内閣総理大臣の認定

集団的訴訟

事業者



債務不履行、不当利得、
不法行為、瑕疵のある
物の給付



消費者



- (1)共通義務確認の訴え提起
(事前請求不要)
- (2)簡易確定手続の追行



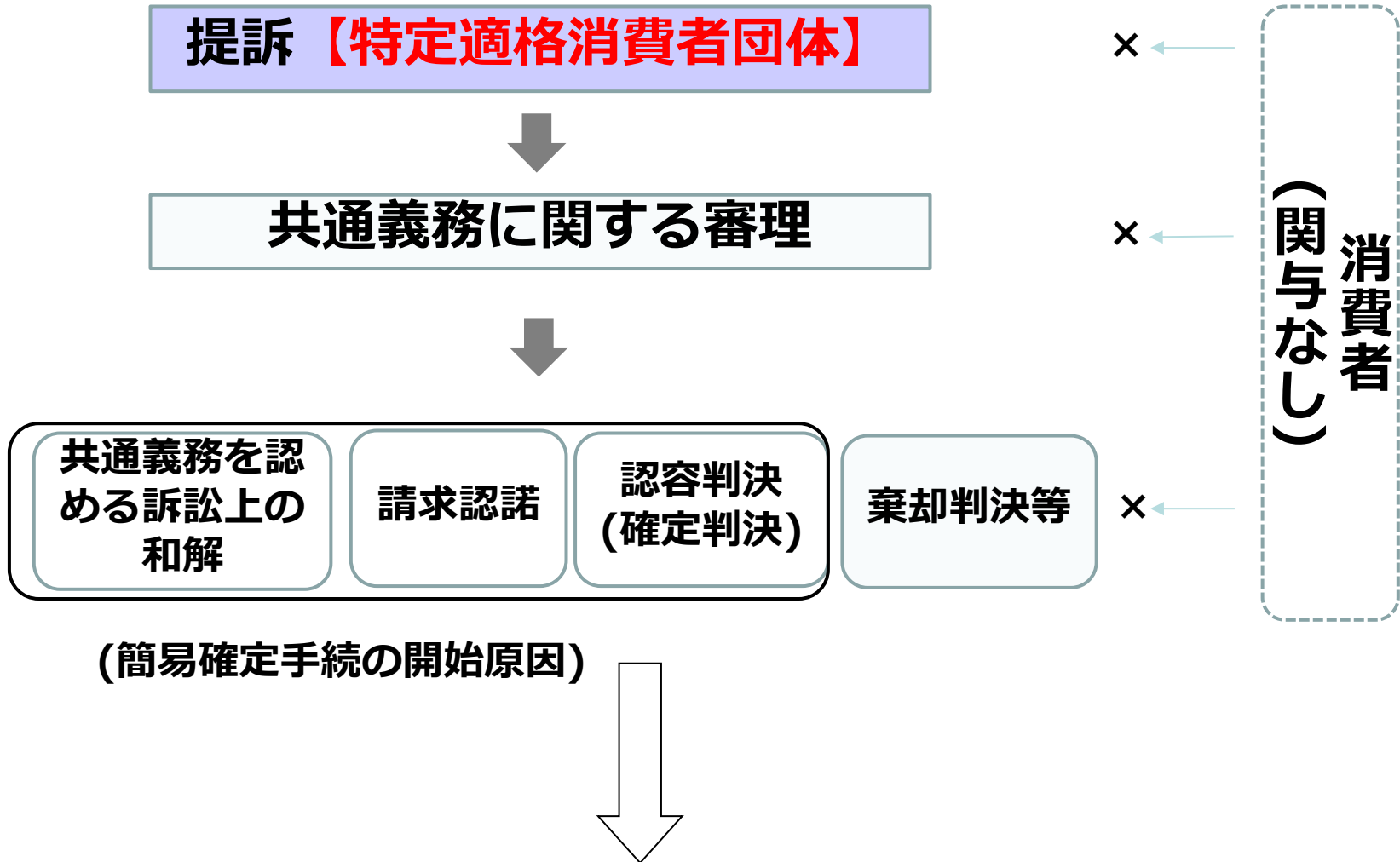
特定適格消費者団体
…現在2団体

内閣総理大臣の認定

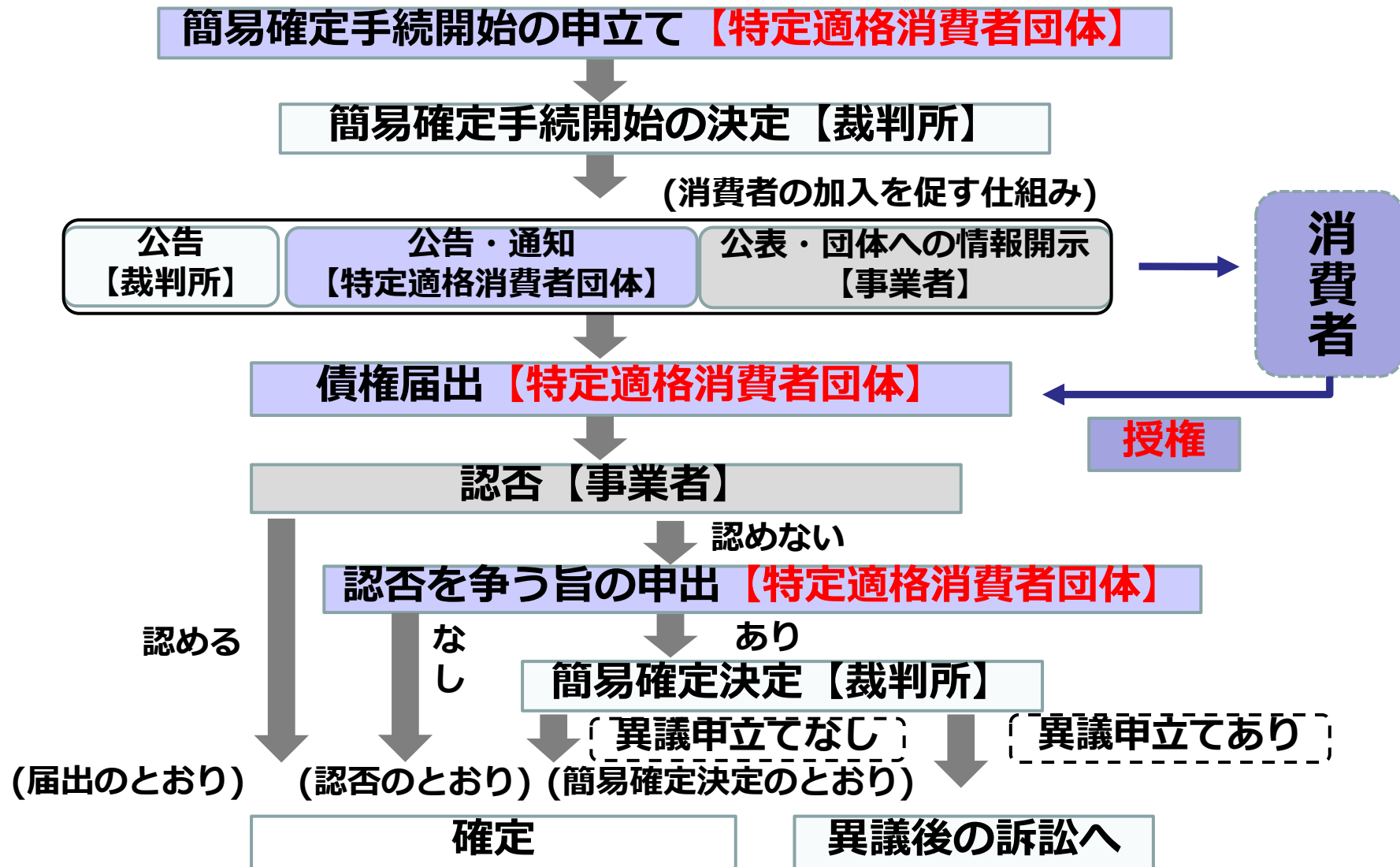
※適格消費者団体の認定要件+消費
者裁判手続特例法65条4項所定の
要件

分配

二段階の裁判手続：第1段階 (共通義務確認の訴え)



二段階の裁判手続：第2段階 (簡易確定手続)



共通義務確認の訴えの対象事案

i 請求	ii 損害	iii 被告	iv 特有要件		
① 契約上の債務履行請求（金銭請求） 例：保険金支払請求					
② 不当利得に係る請求 例：詐欺取消しに伴う金銭返還請求					
③ 債務不履行による損害賠償請求 例：売買目的物を配送中に損傷された際の損害賠償請求	次のa～dを除外 a 拡大損害 b 逸失利益 c 人身損害 d 慰謝料	(A) 消費者契約の相手方である事業者	多数性	共通性	支配性
④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求 例：耐震基準を満たさないマンションを購入した際の損害賠償請求					
⑤ 不法行為に基づく損害賠償請求 （民法の規定によるものに限る） 例：大学予備校の講師布陣が説明と著しく異なり劣悪である際の損害賠償請求		上記(A)に加え、履行補助者及び勧誘者等			

共通義務確認の訴えの対象損害と被告の範囲（具体例）

具体例 1



- ・ 電子レンジに製造上の欠陥（瑕疵）があったため出火
- ・ 出火によりレンジ台や壁紙が焼損 使用者も負傷

具体例 2



- ・ 消費者はCに対し氏名、住所等の個人情報を提供
- ・ 外部不正アクセス→Cが管理していた消費者の個人情報が流出
- ・ 消費者には財産的損害は生じなかった

特有の要件①：多数性

■多数性とは

- 消費者契約に関して「相当多数」の消費者に生じた財産的損害があることが必要

■「相当多数」とは

- 一般的には…

■「相当多数」はいつまで充足する必要があるか

- 訴えの口頭弁論終結時まで
- 訴訟手続中に被告事業者が賠償等を行い、相当多数の消費者の損害が存在しなくなった場合？

特有の要件②：共通性

■共通性とは

- 「消費者に**共通する事実上及び法律上の原因**に基づく」義務でなければならない
- 因果関係や損害まで共通している必要はない

具体例 1

A社は、受講希望者に対し、「いつでも好きなときに受講できる」旨記載したパンフレットを交付し、受講者が自由に受講日・受講時間を決められるかのように説明した。しかし、実際には、レッスン開講日及び開講時間は予め受講者のコースに応じ定められていた。

⇒事実上の原因：不実内容のパンフレット交付及び説明で共通

法律上の原因：不当利得返還請求（詐欺or不実告知取消し）で共通

具体例 2

B社は、全戸に雨漏りが生じるマンションを多数消費者に販売した。

(1)全戸について共通した工法に起因する場合

(2)部屋ごとに全く異なる原因で問題が生じている場合？

特有の要件③：支配性

■支配性とは

- 第2段階（簡易確定手続）において対象債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合
⇒却下される ∵第2段階での迅速な救済の確保

具体例 1

- ・ 損害保険金の不払事案
- ・ 対象消費者に保険事故が生じているかどうかの認定判断が困難

具体例 2

- ・ 事業者が販売している加工食品の一部に有害物質が混入
 - ・ 当該加工食品は工場A、B、Cでそれぞれ製造されている
 - ・ 工場Aで製造された者のみ有害物質が混入
- ① 製品に印字された製造番号等から、製造工場の特定が容易な場合
⇒
- ② 製造工場の特定が困難な場合
⇒

確定判決の効力が及ぶ者の範囲

■通常の民事訴訟における確定判決の効力

- 原則として**訴訟当事者**に及ぶ

※ 基準時（事実審の口頭弁論終結時）における権利・法律関係の存否についての裁判所の判断が、それ以後同じ事項を判断する際に強制通用力を持つという効力（既判力）発生

→裁判所は、既判力の生じた判断と矛盾する判断することは許されず、仮に、既判力が及ぶ者の間で別訴が生じても、その判断を前提として判断しなければならない

■共通義務確認の訴えにおける確定判決の効力

	原告たる 特定適格 消費者団体	その他の 特定適格 消費者団体	届出消費者	届出しない 消費者
請求認容 (一部含む)	及ぶ	及ぶ	及ぶ	及ばない
全部請求棄却	及ぶ	及ぶ →蒸返し回避	及ばない	及ばない

企業に与えるインパクト

■ 制度自体の性質によるもの

- 寝た子を起こす 訴訟

 - └ 潜在的訴訟リスクが一度に大量に顕在化

 - (※) 本制度のもとで請求を受ける金額とは…

■ 提訴されることによるもの

- レピュテーション・リスク

 - └ 仮に勝訴したとしても相当期間経過後

■ 共通義務確認訴訟で敗訴することによるもの

- 他の事件における 判決の利用

現実化の可能性①

■ 主体の限定

- 原告は特定適格消費者団体のみ
 - └ 現時点で2団体
 - └ 行政による監督（濫訴の禁止）

■ 対象事案の限定①

- 消費者契約に関するもの
 - └（*）有価証券報告書の虚偽記載、公害、労働契約
- 金銭支払請求
 - └（*）修理・交換の請求

現実化の可能性②

- **対象事案の限定②** – 訴訟要件
 - 多数性・共通性・支配性
- **対象事案の限定③** – 対象となる請求権
 - 不法行為に基づく損害賠償請求
 - └ 民法上のものに限られている。
 - └ (*) PL法、金商法
- **対象事案の限定④** – 対象となる損害の限定
 - 慰謝料は対象損害から除外
 - └ (*) 個人情報漏洩

対策の必要性

- 訴訟を提起される可能性は **それほど大きくない**
 - ↳ 訴訟提起の**主体**、及び、対象となる**事案**に制約

→ **過度の心配は不要**
- ひとたび提訴された場合には **一定のインパクト**
 - ↳ 特に、**レピュテーション**への影響、波及効果は無視できない

→ **リスクを最小化するための備えは有益**

考えられる対策①

■ 実体法上の問題点の洗い出し

- 実体法上の請求権が前提（本法は手続法）
 - └ 故意・過失を前提としない請求原因も
 - 具体的な方法
 - └ 消費者からの苦情の集積
 - └ 契約書・約款・広告等の再検討
 - └ マニュアル類・教育の再検討
 - └ 実体法の改正のチェック
- 等

考えられる対策②

■ 消費者団体対応

- 特定適格消費者団体に強大な権限を付与
 - └ 問合せ・申入れがあった際の **迅速な対応** が肝要
 - └ **情報共有** と **適切な分析**
 - └ 全面的な敵対か得策か・・・

■ 問題が発覚した場合の **適時** 適切な対応

- リコール・**返金** 等も視野に入れた検討
 - └ 被害回復のための自発的措置により
多数性を欠く場合の訴訟提起は濫訴とされる

考えられる対策③

■ 認容判決を受けないために・・・

- まずは訴訟を有利に進めること
 - └ 例：メーカー・小売店の間での協力
 - └ 当時の 担当者が退職 している場合の協力
- 共通義務確認訴訟の段階での 和解

**ご静聴
ありがとうございました。**

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 須藤 希祥

E-mail: kiyoshi_sudo@noandt.com

弁護士法人 大江橋法律事務所

弁護士 古川 昌平

E-mail: furukawa@ohebash.com